

反論書（正本）

平成30年4月13日

審査庁（総務課長）様

審査請求人 岩国市麻里布町7丁目7番9号
久米慶典

審査請求人が提起した審査請求について、処分庁による平成30年3月16日付の弁明書が送付されましたが、反論書を提出します。

1、反論の趣旨

「本件審査請求を認容する」との裁決を求める。

2、「非開示決定が岩国市情報公開条例に基づき適正である」とする弁明書の主張・主旨に対する反論

(1) FAC3087池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書について（別添資料）

逗子市においては、平成26年11月30日付で「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部約40ヘクタールについて米軍との共同使用を開始している。その際、在日米軍・南関東防衛局・逗子市は協定書を締結している。協定書は当然に日米合同委員会に直接関係し、またその一部をなすものであるはずである。しかし協定書は公開されている。

(2) 弁明書4(3)エ(ア)では本協定書が開示されれば、岩国市と米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれるとする。しかし先に示したように逗子市においては同様の協定書が開示されている。逗子市において国・米軍との間に問題が生じたということはない。その後も逗子市においては「池子の森自然公園」として市民に利用されていると聞いている。公開されても協力関係・信頼関係が著しく損なわれないことは明白である。米軍は手続き、運用または合意事項に支障をきたすとしているが、逗子市の例を鑑みれば一向に説得力のないものである。

(3) 弁明書4(3)エ(イ)は本協定書が開示されれば、許可が取り消され、都市公園として供用できなくなるおそれがあり、岩国市における事務及び事業の適正な遂行ができなくなるおそれがあるとする。しかしこの論理はあまりにも飛躍している。あくまで推測の域をでないもので、きわめて主観的判断である。逗子市において協定書開示のために許可が取り消されたということはなく、市民がその後も利用している。この指摘はまったくの見当はずれである。当事者から開示に合意できないとする意向が示されているとするが、開示したところで米軍や国に実害はない。このことは逗子市の例から明らかであり、市民の知る権利を侵害するまでのこととして配慮するべきではない。

(4) 弁明書4(3)エ(ウ)は本協定書を開示した場合、将来陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び現在締結している現地実施協定の更新又は改定に著しい支障を及ぼすとしている。これも(4)同様に、あまりにも飛躍している。このような一方的な予見で市民の知る権利を否定することは許されない。

(5) 以上のことから本協定書が、岩国市情報公開条例、第7条7号、第7条6号柱書き、第7条6号イに該当する非開示情報でないことは明らかである。そもそも逗子市において同様の趣旨の協定書が開示され岩国市において非開示となることはあまりにも理不尽である。なぜに岩国市民が差別的な対応を甘んじて受けなければいけないのか、一岩国市民として憤懣やるかたないということを申し上げておく。

(6) 弁明書4(5)は、本協定書は米軍の軍事上の運用等について取り交わされたものではないことから、使用する市民や施設周辺市民の安全を損なうおそれがあるとは考えられないとする。

愛宕山運動施設は日米地位協定2条4項aにもとづき米軍に提供された施設である。米軍の軍事的運用の影響がないなどということは考えられない。本協定書が軍事上の運用等について取り交わされていないとしても愛宕山運動施設の運用において米軍の軍事的な運用が無関係であることはありえない。当然に米軍の軍事的な運用が直接に共同使用に影響を及ぼすはずである。たとえば逗子市における協定書をみれば2において当初の共同使用期間は「在日米軍により決定された軍事上の必要性または所要を理由とする合衆国政府代表者によるもの」により早期終了されるとされている。米軍に提供された施設である以上、米軍が軍事的に使用する可能性が皆無であるとは考えられない。もし軍事的に使用することがないなら提供する必要はない。本協定書においても逗子市におけると同様・類似の文言が記載されている可能性は高い。

逗子市の協定書の7においては「合衆国政府は、現地在日米軍代表者により決定される軍事上の必要性が生じた場合の優先的使用権を保持する」とされている。岩国市においても軍事的緊急性が生じた場合、当然に米軍が優先的に愛宕山運動施設を使用することが予想される。その場合、協定書にこのような文言があることを市民が知らされていなければ、市民は大いに困惑・混乱するであろう。愛宕山運動施設は市民が自由に出入りでき、かつ開門時間は午前6時30分から午後10時15分までと早朝・深夜に及ぶ、市民が軍事的緊急時に施設内に取り残された場合、米軍から侵入者と間違えられ市民に危害が加えられる怖れがある。周辺住民も軍事的緊急時に米軍が優先使用することを知らなければ、とまどい不安を覚えるであろう。また緊急の米軍使用がスポーツ競技・市民活動に対して大きな影響を与えることは必至である。予備的な対応が必要な市民も存在するであろう。ゆえに当然に米軍の施設使用権の実態が全面的に明らかにされるべきである。岩国市情報公開条例第9条は非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示することができるとするが、百歩譲って本協定書が非開示情報であってもきわめて公益性が特に必要と認められるので、開示されるべきである。

そもそも本協定書が米軍の軍事的運用にまったく無関係の存在であるなどとするかのような弁明は米軍提供施設の実態を無視した暴論であることを指摘する。

(7) 弁明書は4(6)エ・オにおいて本協定書は私法上の契約であり、契約事項の履行という面において、当事者から公表に合意できない意向が示されている中で公表することはできないとする。

日本国憲法第21条言論の自由に基づく知る権利は極めて重要な基本的人権である。近代民主主義社会においてはもっとも重視すべき権利の一つとすべきものである。先に示したように、弁明書において主張されている、米軍・国との信頼・協力関係が著しく損なわれるなどの事態はあり得るものではなく、実害もない。かつ本協定書の開示は市民の安全の確保、平穏な市民生活の確保にも寄与するものである。これらを総合して勘案し、開示における利益と非開示における利益を考えれば、開示における利益が限りなく大きいと判断されるものである。

(8) 以上を考えると、本協定書の非開示は知る権利を保障する岩国市情報公開条例に基づき適正に対処したものとは言えず、岩国市情報公開条例に違反するものと判断する。

よって本協定書の非開示決定は市民の知る権利を侵害否定するものであることを指摘する。当然に本協定書の開示こそが岩国市情報公開条例に基づく適正な処分である。